佐世保市における犯罪のない安全・安心まちづくりに資する施策について 答申書

> 平成20年12月 佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

「佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」(以下、推進協議会)は、平成19年9月28日に公布された「佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づいて、同年12月14日に発足したものである。この推進協議会は公募委員を含む20名の委員によって構成され、犯罪のない安全・安心なまちづくりのための具体的な施策を求める市長からの諮問に答えることを目的としている。発足時の第1回目の会議から平成20年11月までの期間に5回にわたる審議を重ね、このたびようやく市長に対する答申として本報告書を提出するに至った。

本報告書の内容は、「第1章 安全・安心まちづくりの現状」「第2章 安全・安心まちづくりに向けての課題」及び「第3章 犯罪のない社会の実現に向けて取り組むべき施策の方向性」の3章から成っている。

第1章においては、まず「1.犯罪発生の現状」で全国、長崎県及び佐世保市の犯罪発生の傾向を概観した。次に「2.防犯対策についての取組現状」では、防犯対策に関して、県警、長崎県、住民そして佐世保市の各々がどのように取り組んでいるのかについて現状を概観した。

第2章においては、安全・安心なまちづくりを実現する上での当面の課題を、「1. 防犯意識の低下」「2. コミュニケーション能力の低下」「3. 防犯活動 従事者の育成と連携」「4. 既存制度、取り組みの活用」「5. 防犯に関する環 境整備の必要性」の5項目にわたって指摘した。

そして第3章においては、佐世保市において安全・安心なまちづくりを推進 していく上で取り組んで行くべき施策の方向性について、5つの項目を挙げて 提言した。まず「1. 防犯意識の高揚を図る」では、防犯に関わる「情報の収 集と提供」及び「意識の啓発」を促進していくことの重要性を指摘した。次に 「2. 自主的な防犯活動への支援を充実する」では、防犯活動従事者等の「人材育成」と「防犯団体の設立、活動の支援」の重要性を指摘した。また「3. 犯罪の防止に配慮した環境整備を行う」では、「犯罪防止に配慮したまちづくりの整備」と「推進体制の構築」に積極的に取り組むべきことを強調した。さらに「4. 子どもの安全を確保する」では、佐世保市の将来を担う子どもたちの生命を守るため、「家庭、学校、地域での取り組み」を強化し、「地域ネットワーク構築の推進」に努めるべきことを提言した。そして「5. 高齢者・障がい者の安全を確保する」では、「高齢者・障がい者の安全対策の推進」に佐世保市と各地域が連携して取り組むべきことを提言した。

本報告書を取りまとめ、市長に答申することをもって、この推進協議会は当面の目的を果たしたことになる。しかし、重要なことは、報告書で指摘された現状と課題をいかにして克服し、提言された施策の方向性をいかにして実現へともたらすかということである。推進協議会としては、報告書に示された提言が市政に活かされる過程を見守りながら、安全・安心なまちづくりの活動を継続していかなければならないであろう。この報告書が、佐世保市のよりよいまちづくりのためのささやかながらも確固たる土台となることを、推進協議会の委員一同、念願してやまない。

平成20年12月19日

佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

会長 木 村 勝 彦

目 次

第 1	章	犯罪の	の な	いる	安全	•	安	心。	ま	ち	づ	<	り	0	現	状													
	1.	犯罪	発生	のま	見状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2.	防犯対	付策	に~	つい	て	0	取	ŋ ;	組	み	現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第 2	章	犯罪の	の な	いる	安全	•	安	心。	ま	ち	づ	<	り	に	向	け	て	0)	課	題									
		防犯意																											
		コミニ		-				.,_	•		, — .	•																	
		防犯剂																											
		既存制																											
	5.	防犯は	こ関	する	る環	境	整	備	D .	必	要	性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第 3		犯罪の										て	取	り	組	む	ベ	き	施	策	0)	方	向	性					
	1.	防犯意	意識	の計	高揚	を	図	る	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
	2.	自主自	内な	防る	氾活	動	~	の <u>;</u>	支	援	を	充	実	す	る			•	•		•	•					•	1	3
	0	XII III 🗸	D 17++	.l)	~ III	ı	1	J	rœ.	. , , , ,	市分	/出:	<i>¥</i>	⁄ .—.	<u>></u>													4	_
	3.	犯罪の	クめ	JE. (<u> </u>	慮		7C :	塓.	現	整	/佣	と	仃	ク	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	Э
	4.	子どり	もの	安全	全を	確	保	す	る	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
	5	高齢を	生.	陪分	ないい	±	\mathcal{O}	# .	仝	た	础	亿.	ナ	ス														1	9
	υ.	[리] 점[1	目 *	早ん	J- (·	1	ν ,	女.	土	<u></u>	14年	不	9	<i>ا</i>				•				•						1	9
《糸	考》	•																											
	•	中犯罪	毘の	なし	八字	: 全	•	字。	(L)	主	ち	づ	<	Ŋ	推	准	協	議	会		委	昌	名	簉				2	1
j_L	· //	· 11+ 70 9		5 1	<i>></i>			<u> </u>	_	5)	_	`	/	خلا ر	~=	MM	μΤΧ			У	癶	Н	1.11				_	*
答	申書	策定に	こ向	けり	を検	討	の	経:	過	•	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•			•	•	2	3

第1章

| 犯罪のない安全・安心まちづくりの現状

1. 犯罪発生の現状

(1)全国の傾向

平成14年に戦後最多を記録した刑法犯の認知件数(2,853,739件)は、平成15年以降減少傾向にあり、平成19年では1,908,836件(前年比93.1%、平成14年比66.9%)となっている。

しかし、依然として高水準であり、また、犯罪の凶悪化、低年齢化が 進むとともに子どもが巻き込まれる事件が増加している。また、繁華街 や商店街など人通りが多い場所において、通り魔事件などの無差別殺傷 事件が横行するなど、懸念すべき傾向があるとともに、それに伴ういわ ゆる体感治安(人々が主観的に感じる治安の度合い)の悪化が指摘され ている。

(2) 長崎県の傾向

本県における刑法犯認知件数は、平成10年を境に悪化し、平成15年に14,454件と昭和42年以降最多を記録した。その後、平成16年からは減少に転じており、平成19年には10,730件(前年比96.3%、平成15年比74.2%)となったが、10年前の平成9年(10,137件)と比較すると105.8%となり、依然として高い水準にある。

平成19年の本県の犯罪率(人口10万人当たりの刑法犯認知件数)は 全国的に見ると低い方から数えて4番目、検挙率は高い方から数えて2 番目であり、治安は比較的良い方であるといえる。

しかしその一方で、昨年は拳銃を使用した暴力団の対立抗争事件や暴力団幹部による現職市長に対する拳銃使用殺人事件などが発生し、県民社会の治安に対する厳しい指摘がなされている。

(3) 佐世保市の傾向

本市の刑法犯犯罪認知件数は平成14年に3,071件と過去最高を 記録した後、全国の傾向と同様に平成15年以降減少に転じており、平 成19年には2,224件(前年比97.4%、平成14年比72.4%)を記録 している。

しかしながら、人口 1 万人当たりの犯罪発生率は県内で高い方から数 えて 3 番目 (1 位から大村市、時津町、佐世保市、諫早市・・・)となっ ており、安全・安心なまちづくりに向けてさらに取り組んでいく必要が ある。

なお、本市の犯罪の傾向としては窃盗犯が最も多く全体の62.9% と突出しており、以下、知能犯(詐欺・横領・偽造など)7.9%、粗 暴犯(暴行・傷害・脅迫など)7.0%と続いている。

また、昨年12月には市内のスポーツ施設において散弾銃を乱射し、 2名の方が犠牲になるという凶悪事件も発生しており、市民を震撼させ るとともに、治安に対する不安が広がっている。

2. 防犯対策についての取り組み現状

(1) 長崎県警察及び長崎県の取り組み

長崎県警察の取り組み

○ 犯罪抑止総合対策の推進

「安全・安心なまちづくり」を実現するためには、地域住民、 自治体、関係機関・団体、ボランティア等との連携を深め、協働 して地域住民が身近に感じる犯罪を抑止する諸活動を推進する ことが必要であり、推進に当たっては、その地域の特性に配意す るとともに、長期的観点から粘り強く取り組んでいくことが必要 である。

街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進

路上強盗やひったくり等街頭で発生する犯罪や住宅侵入犯罪等、地域の実態を踏まえ、県民が不安を感じる身近な犯罪の発生を抑止するための対策を推進している。

犯罪発生情報等の提供

街頭犯罪・侵入犯罪や少年犯罪の発生状況等を迅速・的確に把握し分析を行い、犯罪発生、被害防止対策等に関する情報を各種メディア、会合等を活用して提供している。

・ 地域住民等による自主防犯活動の支援の強化

地域住民に対する地域安全情報の提供、防犯講習・訓練や 合同パトロールの実施、自主防犯活動の拠点・基盤の整備、 青色防犯パトロールの促進等、防犯ボランティア団体のネッ トワーク化の促進等、自主防犯活動の支援を強化し、安全・ 安心なまちづくりの県民的な機運の醸成の推進に努めている。

- ○女性、子ども等の犯罪被害防止対策の推進
 - ・ 関係機関・団体と連携したパトロール強化

自治体、学校、保護者、自主防犯ボランティア等との協働による通学路等の危険箇所点検、登下校時における見守り活動をはじめ、凶悪事件に巻き込まれかねない子どもへの声かけ事案、痴漢等の予防を目的とした街頭活動、巡回パトロールの強化に努めている。

- ・ 通学路、学校等における安全確保対策の推進 学校等関係機関と連携し、防犯講習会の実施、通学路にお ける防犯設備の設置促進等、スクールサポーター導入等によ る登下校時や学校内外における安全確保対策の推進に努めて いる。
- ・ 高齢者に対する被害防止啓発活動の推進 老人会等の各種会合等の場を活用して、侵入盗、ひったくり、すり等、高齢者の被害率が高い犯罪のほか、悪質商法、振り込め詐欺等の高齢化社会を反映した犯罪について、関係機関・団体と連携した防犯講話、防犯診断、防犯指導など被害防止のための啓発活動を積極的に推進している。

長崎県の取り組み

○ 安全・安心まちづくりアカデミアながさき (防犯まちづくり推進指導員、地域防犯リーダー)

安全・安心まちづくりを推進する人材養成のための塾を開塾し、自 主的な防犯活動を広げていく人材養成講習会を開催している。

- 防犯まちづくり推進指導員(警察署管内に1名)平成18年度 24名(18年度事業終了)
- 地域防犯リーダー(各中学校区に2名)
 平成18年度 38名、平成19年度 161名、平成20年度 159名
 合計 359名
- 地域安全マップづくり指導者派遣

子ども自身の危険予測、回避能力を向上させるとともに、地域との 関わりを深めるために小学校に指導者を派遣し、地域安全マップづく りを実施している。

- 平成19年度 9小学校 444人
- 平成20年度 20校 1,169人(予定)

○ 県内一斉防犯パトロール

県民が一丸となって防犯パトロールに取り組むことにより、防犯に対する県民の意識を高め、地域ぐるみの自主防犯活動の輪を県内各地域に広げるために実施している。

- 平成19年度 402団体 6,208人
- 平成20年度 417団体 8,412人
- 安全・安心まちづくり標語・シンボルマークの募集

犯罪のない安全・安心まちづくりについて標語、シンボルマークを 広く県民から募集し、県民の防犯意識を高め、安全・安心まちづくり を県民運動として推進していくシンボルとして活用する。

- ・ 平成20年度 最優秀標語「防犯は 人と人との ささえあい」
- 防犯住宅推進制度

県内における防犯性の高い住宅の普及を目的として、一定の防犯基準に適合する住宅を建設又は購入する場合、県内の金融機関が住宅ローンの金利又は手数料の引き下げによる優遇措置を実施する。

(2) 住民の取り組み

○ 防犯灯の設置及び維持管理

地域に設置されている防犯灯は、その地域を管轄している町内会、 自治会、公民館等自治組織が設置し、維持管理を行っている。

その設置については、警察署毎にある防犯協会が補助を行い、維持 管理費にかかる電灯料については、市が補助している。

○ 地域で活動する自主防犯活動団体(防犯ボランティア団体)

相浦地区の椎木小学校区域で活動している自主防犯団体「椎木防犯パトロール隊」(18 年度から警察庁の地域安全安心ステーションに指定)をはじめ、市内各地域を拠点として自主的な防犯パトロール団体が立ちあがっている。

学校の通学路に立ち、子ども見守り活動を行うほか、防犯の啓発や 安全マップの作成など犯罪防止のための様々な活動を行っている。

例) 花高小安全見守り隊、もみじっ子守り隊、宮小ぶじかえるおたすけ隊・・ など

○ 廃止交番を活用した地域防犯活動

全県的な交番、派出所の整理統合計画に伴い、旧高天交番が平成 17 年度をもって閉鎖されたことに伴い、地域の防犯に対する不安から交 番の存続を望む地域住民が、自主防犯ボランティア組織となる「小佐 世保・祇園地区安全センター」(18 町内会 1 団体が加入)を立ち上げ、 廃止交番を拠点とした自主防犯活動を行っている。なお、同センター は平成 19 年度から警察庁の地域安全安心ステーションの指定を受け ている。

○ 青色回転灯車両による自主防犯活動

平成18年7月1日に「道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)」において「自主防犯活動用自動車」が定義された。これによって、自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた団体については、青色回転灯の自動車への装備が認められることとなり、既に多くの市町村や自主防犯ボランティア団体が、青色回転灯を用いた自主的な防犯パトロールを実施している。 佐世保市内では平成20年6月現在において、1.4日休(21台)が

佐世保市内では平成20年6月現在において、14団体(21台)が 青色回転灯を装備した車両で防犯パトロールを行っている。

(3) 佐世保市の取り組み

本市の防犯に対する取り組みとしては、子どもの安全対策という視点から、教育委員会において様々な取り組みがなされている。

まず、通学路における子どもの安全確保のために「子ども110番の 家」設置を推進している。

また、子どもの安全な環境づくりや安全指導の徹底を図るために、学校関係者、育友会・PTA関係者等の関係機関・団体からなる「子どもを事故から守る協議会」を設置し、地域ぐるみで事故の未然防止を推進している。

子どもの健全育成という視点では、中学校区単位の青少年健全育成地 区活動への支援を行っている。

さらに、青少年教育センターでは、中学校区毎に学校補導員と一般の 少年補導員が配置され、少年補導保護活動が行われるとともに、地区別 協議会等による話し合いもなされている。

一方、市長部局では従来から市民生活部(地域振興課)において、地 区防犯協会への補助や暴力追放運動推進協議会への補助のほか、地域が 管理する防犯灯の維持費(電灯料)に対する補助など防犯に関する各種 支援事業を行っている。しかし、これはあくまでも町内会等自治組織の 活動支援の一環として行われてきたものであり、「防犯」に関する具体的 施策として打ち出されたものではなかった。

こうしたなか、平成17年度に「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」が公布され、条例に基づく「行動計画」や「防犯指針」などが制定された。

本市においてもこのような県の動きに同調するべく、平成18年度には市の公用車(約300台)に「防犯まちづくり推進中」のステッカーを貼付するなど市民の意識啓発に努めることに加え、「地域防犯活動事業補助金交付要綱」を定めて、地域住民が防犯活動組織の立ちあげるための経費を支援する制度(防犯グッズ購入に対する補助金制度)を設けた。

また、平成19年9月には「佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を制定し、平成20年3月に発行した「第6次佐世保市総合計画」においても「地域安全を支える環境づくり」という施策を打ち出すなど、佐世保市として「防犯」に対して本格的に取り組む環境が整いつつある。

第2章 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けての課題

1. 防犯意識の低下

平成19年度に警察庁が全国1万人の児童の保護者を対象に実施したアンケート結果によると、全体の86%の保護者が「子どもが犯罪に巻き込まれないか心配している」と答えている。

しかし、その対策については「警察力をもっと強化して欲しい(64%)」「地域・学校に有効な対策をして欲しい(32%)」「行政の力で対応して欲しい(12%)」という回答が挙げられる一方で、地域の防犯活動等に参加したことはあるかとの問いに対しては、「1度も参加したことがない」と答えた保護者が76%にも及んでいる。

このアンケートの結果からは、子どもが犯罪の被害者になることについては多くの保護者が心配しており、その対策として警察力の強化、地域・学校等の有効な対策を求める一方で、自分自身の防犯活動への参加については消極的であることがわかる。

犯罪の防止活動は警察と一部の防犯ボランティアに任せておけばよいとの意識をもっている人が少なくないということであり、こうした一人ひとりの危機意識の低さも、簡単に防ぎ得たはずの犯罪被害の増加につながるものといえる。

この背景としては、具体的な犯罪情報や防犯対策が十分に市民に伝えられず、市民が危機感を持ち得ていないことも一因として考えられる。

本協議会の委員からも、市民の地域防犯に関する意識が低いことから、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を繰り返し啓発することが重要であるとの意見が挙げられている。

2. コミュニケーション能力の低下

少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加など家族形態の多様化を一因として、地域住民同士のつながりが希薄化するなど社会における環境の変化が見られる。本市においても自治会加入率が低下するなど、地域コミュニティの活性化は将来のまちづくりへの大きな課題となっている。

こうした傾向は、地域への無関心・不干渉の傾向を生みだし、地域社会の一体感・連帯感を希薄化する一方で、住民同士のコミュニケーション能力の低下の原因にもなっている。

委員からは、安全・安心なまちづくりの基盤はまずあいさつからである

にもかかわらず、「あいさつ」をしない子どもが増えてきており、どのよう にしたらよいのか対策に苦慮しているなどの指摘があった。

また、子どもを指導する保護者がまずしっかりするべきであるとして家庭教育の重要性を唱えつつも、家族どうしでもあいさつをしない、親が子どもを叱ることができないなど、子どもを教育する立場にある家庭そのものの崩壊といった現代社会が抱える問題についての指摘もなされている。

3. 防犯活動従事者の育成と連携

現在、市内においては、防犯協会、防犯連絡所があり、防犯ボランティア、少年補導員、防犯連絡所長等の犯罪防止活動に従事する人々は各地域で活躍しており、安全安心なまちづくりを形成するにあたっては、かかすことのできない存在となっている。

しかしながら、地域によって防犯活動に対する温度差があることは明らかであり、防犯従事者についても、市内全域に十分に配置されていない現状がある。また、地域活動などに対して、若い人の参加が極端に少ないなどの課題もあることから、人材の育成が切実に求められている。

また、防犯活動に従事する人々の間も、その連携が必ずしも十分に図られていないといった印象がある。防犯従事者どうしの連携に加え、市民との連携、市役所など行政機関及び警察との連携強化の必要性についても指摘されている。

4. 既存制度、取り組みの活用

市内には「子ども110番の家」が1,875件設置されており、市内を走行するバス、タクシーについても「子ども110番の車」として指定されている。

しかし、この「子ども110番の○○」の制度については、役割そのものを十分に理解している人は少ない、あるいは緊急時に実際に利用する子ども達自身がその場所すら認識していない、という声も届いてくる。

また、本市で定めている「地域防犯活動補助制度(防犯グッズ補助制度)」 や、長崎県の制度である「地域防犯推進指導員・地域防犯リーダー」など についても、十分な周知と活用がなされていないのが実態である。

このように、防犯に関する制度や取り組みが既になされているにもかかわらず、そのことが市民に伝わりきれていない、活かしきれていないといった課題があげられる。

5. 防犯に関する環境整備の必要性

ハード面では、公園や公共施設などにおいて、景観を優先するがゆえに、 安全性について十分な配慮がなされていないとの指摘がある。美しい街並 みはまちづくりにとって不可欠なものであるが、他方また、安全・安心を 損なうことのない美観の創出に努めることも重要である。

ソフト面では、市民が防犯に関して問い合わせをしたい場合、それに対応する担当窓口がない、あるいは防犯に関する窓口を一元化して欲しいといった行政の体制に関する指摘もなされている。

また、平穏な生活を脅かす暴力や暴力団は、市民にとって許しがたい存在であり、このような反社会的行為や団体に対しては、市民一丸となって立ち向かい、毅然とした態度で応じるよう市民の意識を高める必要がある。

第3章 犯罪のない社会の実現に向けて取り組むべき施策の方向性

1. 防犯意識の高揚を図る

市民一人ひとりが防犯に関する様々な情報を共有し、防犯に対する意識を高めることが重要である。「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚をもち、主体的に考え行動することが求められている。

市民各自が犯罪に遭わないための「個人の防犯力」、すなわち「自助力」を高めることが、犯罪のない社会への第一歩である。

<施策の方向性>

情報の収集と提供

犯罪情報は重要な防犯情報になる。被害者の個人情報等に配慮しながら、ホームページ等の広報媒体やマスメディア、コミュニティメディア といった民間メディアを活用して、地域の犯罪情報を幅広くかつ迅速に 提供することが必要である。

また、警察や関係機関からの情報の収集については、特に配慮すべきであるし、こうして得られた情報や、警察署が防犯情報誌等によって発信する安全対策に関する情報については、その共有とネットワーク化も不可欠である。

なお、情報の収集及び提供においては、高齢者や障がい者、外国人等 への配慮が必要であるが、同時に米軍基地等からの積極的な情報提供も 求められる。

意識の啓発

市民の防犯意識を喚起するため、防犯に関する啓発媒体を活用し、市民 に広く周知することが必要である。例えば防犯の啓発に関する言葉等が書 かれたステッカーなどを各家庭に配布するなどは有効な手段であろう。

また、各種の防犯グッズを紹介するなど、市民に伝わりにくい情報を積極的に周知させていくことも重要である。

さらに、市民向けに講演会、講習会を開催するなどして、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防犯意識を高めることが重要である。 そうした取り組みを継続して行うことが不可欠であり、また、特に若年層に向けて情報を発信していくことで、地域活動に若年層が参加しやすい環境を整えることが肝要である。

2. 自主的な防犯活動への支援を充実する

犯罪のない明るい社会の実現を目指すうえでは、地域が果たす役割が非常に 重要である。住民一人ひとりが地域への関心、愛着や互いに支えあう意識をも つことは、安全で安心なまちづくりの基本といえる。警察、行政等とも連携し、 地域社会全体で自分たちのまちを守るという「地域の防犯力」、すなわち「共助 カ」を養うことは、本市の条例が目指すところでもある。

<施策の方向性>

人材の育成

市内には各警察署管内の防犯協会や中学校区毎の少年補導員、学校補 導員、青少年健全育成会、また市内全域に配置された防犯連絡所など従 来から防犯活動に従事している方が数多く存在している。加えて、防犯 まちづくり推進指導員や地域防犯リーダーなど新しい制度による防犯従 事者、さらには、全く自主的に防犯ボランティア活動している人々も少 なくない。

しかし、全体として若い世代の人々のこうした防犯活動への参加率は極めて低く、若い世代に積極的に働きかけて参加を促すと共に、彼らの意見を汲み上げ、活かしていく努力も必要である。たとえば、市内に設置されている大学、短大、高専、専修学校、専門学校等と緊密な連携を図り、そこで学ぶ若者たちを防犯活動従事者として育成していくことも考えられるであろう。さらに商工会議所青年部やJC(青年会議所)、ロータリークラブ等の協力を求めていくことも有効であると思われる。いずれにせよ、安全・安心なまちづくりの将来への継承・発展という観点からも、若い世代の人材を増やしていくことが切実に求められている。

と同時に市民自らが行う防犯活動の必要性と重要性について、広く市 民に理解してもらい、一人でも多くの市民がこうした活動を行いやすい 環境を整えることが重要である。

また、防犯活動従事者、防犯ボランティア等のネットワーク化を推進 しながら、定期的に研修会等を開催するなど、防犯活動従事者等の育成 とスキルアップを図ることも不可欠である。

防犯団体の設立、活動の支援

防犯活動を始めることを目指す市民や地域に対して、防犯団体を立ち

上げるための支援や、その後の活動を後押しできるような制度を検討する必要がある。

まず、既存の支援制度(「地域防犯活動事業補助」=防犯グッズ購入に対する支援制度)について、1回限りの支援としていた規定や町内会単位のみでの申請としていた制度等の見直しが必要である。

また、防犯活動の拠点を維持管理する団体や、近年増加している青色 回転灯を装備した自動車による防犯活動を行っている団体に対して、必 要に応じた支援がなされるような制度を検討すべきである。

なお、このような支援制度については、防犯協会の制度との整合性を 図ることが必要である。

3. 犯罪の防止に配慮した環境整備を行う

犯罪の防止に配慮した環境整備とは、施設整備等のいわゆるハード面の整備によるまちづくりはもとより、「子ども110番の家」や「一戸一灯運動」などソフト的な環境整備をも含むものである。また、行政や民間による推進体制を強化することで、安全で安心できる生活環境の整備を目指すものである。

<施策の方向性>

犯罪防止に配慮したまちづくりの整備

現在市内で整備が進んでいる「子ども110番の家(店、バス、車)」について、そのさらなる促進と市民への周知の徹底が必要である。特に市内に約720台が走行しているタクシーについては、防犯連絡車両として、緊急時に警察へ通報する体制をとっている。

夜間に家庭、会社の玄関灯、門灯などを点灯させ、地域が連携して町全体を明るくする「一戸一灯運動」、昼間でも車のライトを点灯して走行する「終日点灯運動(仮称)」、「鍵かけ運動」、「あいさつ運動」などは誰にでもできる防犯対策であり、これらを犯罪の発生しにくい環境をつくる運動として市内全域に拡大することは、市民の意識高揚にもつながる。

市内にある交番跡の活用については、現在1カ所のみ利用がなされているが、防犯を通じた地域コミュニティの核となるよう利活用の促進を図るとともに、警察との連携強化を図るべきである。

また、公共施設の全体的な整備については、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり防犯指針」に則し、整備を進めていくことが望ましい。 佐世保ならではの美しく、特色ある街並みを創出し、市民全体でそれを保全・整備していくことは、安全・安心なまちづくりにとっても必要不可欠である。しかし、公共的美観のみを重んずるあまり、安全性がないがしろにされるようなことや、安心な日常生活が脅かされるような事態は避けなければならない。

例えば公園等の整備に関しても、周囲からの十分な見通しを確保し、フェンス、柵等を設置すること等により犯罪者の侵入経路を防止するなど、犯罪が起こりにくい整備に努めるべきであり、学校の通学路等についても、児童生徒の安全が確保されるよう学校、警察、道路管理者等が連携を図り、整備を進めていく必要がある。

推進体制の構築

市役所の関係部局を横断した組織を整備し、市各部局の施策を体系化した総合的な防犯対策、推進体制の整備が必要である。

また、市民が気軽に安全・安心なまちづくりに関する相談ができる総合的な窓口の設置等の検討が必要である。

4. 子どもの安全を確保する

現代社会においては物質的に豊かになった反面、親子の対話や地域とのかか わりが減り、人と人とのつながりが希薄になってきている。

しかし、子どもは社会全体の宝であり、家庭はもちろん、学校をはじめ、地域全体で育んでいく必要がある。

社会の宝である子どもの安全を願う地域の取り組みが、希薄になりつつあるコミュニティの活性化にもつながる。

<施策の方向性>

家庭、学校、地域での取り組み

家庭は子どもにとって最も基本的な社会集団であり、個人と地域をむすぶ大きな役割を担っている。家庭での教育、しつけの問題については特に意を用いるべきであり、そのためには保護者自身が子どもの犯罪に対する危機意識を高めることが重要である。

例えば、インターネット等の普及によって情報が氾濫し、子どもが被害者としてだけでなく加害者としても犯罪に巻き込まれやすくなっている現実を踏まえ、親と子を対象とする防犯講習会等を開催するなども、防犯意識の啓発には不可欠である。

次に、学校においては、既に取り組んでいる児童自らが作成する「地域安全マップ」づくりに市内全小学校でも取り組むべきであり、その作成過程において、「子ども110番の家」や犯罪危険場所等の情報などを取り入れて、児童の防犯意識を高めるような安全教育をしっかり行うことが重要である。

地域においては、子どもを地域活動や行事等に積極的に参加させ、地域住民とのコミュニケーションを図ることは、子どもの社会参画にもつながり、大変重要なことである。

いずれにしても、子どもの安全に家庭、学校、地域が大きな役割を果たすことは言うまでもないことから、それぞれが協力、連携して社会全体でサポートしていくことが最も重要である。

地域ネットワーク構築の推進

学校、地域、警察、防犯ボランティア団体、既存防犯団体(防犯協会、健全育成会等)などが一体となって、子どもを犯罪から守るための体制 (「地域防犯ネットワーク」 < 仮称 >) づくりを推進する必要がある。

そのためには、小学校区単位での体制づくりが適当であると思われる。 小学校区単位には現在でも地域住民を交えた会議、協議会などが存在しており、それに「子どもを守る」という視点を付加させることで「地域 防犯ネットワーク<仮称>」に発展させることが有効であろう。

この組織では、定期的に意見交換を行うことに加えて、共同して直接防犯活動を行う推進体制が構築されることが期待される。

なお、これらの活動を後押しできるような行政からの支援のあり方に ついても検討が必要である。

5. 高齢者・障がい者の安全を確保する

一人では思うように動くこともままならない高齢者・障がい者は、社会的弱者となる可能性があり、その安全を確保することについては十分な対策が必要である。特に一人暮らしをしている高齢者などは、犯罪の被害者として狙われることが多く、生活に不安を抱いていることが多い。斜面地住宅が多い本市においては、ともすれば高齢者や障がい者が孤立した状況に置かれることもあり、こうした人々の不安を解消することが、安全・安心なまちづくりのためには不可欠である。

<施策の方向性>

高齢者・障がい者の安全対策の推進

高齢者・障がい者に対しては、福祉施策において地域包括支援センター、民生委員児童委員等の連携による見守り体制や、一人暮らしの高齢者を対象とした「ふれあいネットワーク」などの支援体制の充実が図られている。また、佐世保市では地区福祉対策協議会と連携して「地域福祉計画」の策定にも取り組んでいる。

防犯対策においてもこうした関係機関と連携を深めることは大変重要であり、高齢者や障がい者を関係機関含めた地域全体が見守っていくという意識をもつことが大切である。

そのためにはまず、そうした高齢者や障がい者を個人情報の尊重に配慮しながら地域が十分に認識することが重要である。

そして、地域でのさまざまな活動に際しては、このような人々に対する特段の配慮が必要である。

犯罪情報や安全対策などの情報を的確に伝えることは言うまでもなく、 高齢者や障がい者を地域の住民一人一人が見守り、声かけに心がけるな どして常にコミュニケーションをとることが求められている。この場合 においては、特に視覚障がい者、聴覚障がい者に配慮した体制づくりが 求められる。

また、近年では高齢者や障がい者が孤立・孤独から犯罪に走るという 事態もしばしば発生していることから、地域の心のネットワークに高齢 者や障がい者を導き入れていくことが求められている。

地域の人々に守られているということがわかれば、それが安心感となり、高齢者や障がい者は活き活きとした生活をおくることができるようになると期待される。

「佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」委員

No.	分類	推薦団体	氏名
1	関係団体	佐世保市連合町内連絡協議会	東 満寿美
2	関係団体	佐世保市老人クラブ連合会	安藤 邦雄
3	関係団体	佐世保市PTA連合会 (※1)	大山 盛樹
4	関係団体	佐世保地区保護司会	尾形 ひろみ
5	学識経験者(副会長)	佐世保地区暴力追放運動推進協議会	川口 睦郎
6	関係団体	佐世保商工会議所	川島 千鶴
7	学識経験者(会長)	長崎国際大学人間社会学部	木村 勝彦
8	関係団体	佐世保市青少年育成連盟	黒田和男
9	公募委員		澤田 みさ
10	学識経験者	相浦地区防犯協会連合会	志波 收
11	学識経験者	早岐地区連合防犯協会	中村 榮夫
12	関係団体	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会	中山 恒夫
13	関係団体	佐世保市小学校校長会	福本順子
14	学識経験者	佐世保地区防犯協会	三宅 禎太郎
15	関係団体	佐世保市身体障害者団体連合会	村山 隆之
16	公募委員		柳原 昌之
17	関係団体	米海軍佐世保基地	山口 淳子
18	関係行政機関	佐世保警察署生活安全課長(※2)	小ヶ倉 康宏
19	関係行政機関	早岐警察署生活安全課長(※3)	立道 俊英
20	関係行政機関	相浦警察署生活安全課長(※4)	山田 正浩

※関係行政機関以外は五十音順(敬称略)

21 オブザー	-バー 長崎県県民安全課	参事 西浦	泰治

※1 前任者 金子孝子(平成 19 年 12 月 1 日~平成 20 年 5 月 31 日)

※2 前任者 松永敏行(平成 19 年 12 月 1 日~平成 20 年 5 月 31 日)

3 前任者 城下 恒 (平成 19 年 12 月 1 日 \sim 平成 20 年 5 月 31 日)

※4 前任者 小玉伸幸 (平成 19 年 12 月 1 日~平成 20 年 5 月 31 日)

「佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」答申書策定に向けた検討の経過

時期	取り組み内容等
平成 19 年 9 月	議会において、「佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり条例」が可決。9月28日公布。
平成 19 年 11 月	関係団体、関係行政機関へ推進協議会委員の推薦依頼及び公募市民委員の募集。
平成 19 年 12 月	14日。第1回佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を開催。
	⇒委嘱状公布、市長から協議会に対して諮問
	諮問内容「佐世保市における犯罪のない安全・安心まちづくりに資する具体的施策に ついて」
	同日、佐世保市内のスポーツクラブで散弾銃乱射事件発生。
平成 20 年 1 月	18日。第2回推進協議会を開催。
	会議開催前に、散弾銃乱射事件で犠牲となられた2名の方のご冥福をお祈りして協議会全員で黙とうを捧げる。
平成 20 年 6 月	3日。第3回推進協議会を開催。
	⇒これまでの意見を集約し、体系づけを行う
平成 20 年 8 月	7日。第1回起草小委員会を開催。
	⇒答申書の様式(フォーム)を検討
平成 20 年 9 月	11日。第2回起草小委員会を開催。
	⇒答申書(案)を作成
	19日。第4回推進協議会を開催。
	⇒答申書(案)について、協議、検討
平成 20 年 11 月	27日。第5回推進協議会を開催。
	⇒答申書(最終)について、協議、検討
平成 20 年 12 月	19日。佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会から、答申書を提出。

この「佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」が発足したのは、はじめにでも述べたように、平成19年12月14日のことであった。午後2時に始められた第1回目の会議が終了したのは午後4時で、夕暮れ時の市街はクリスマスを控え、賑わいと幸福感に満ちていた。しかし、それからわずか3時間ほど後に、市内のスポーツ施設で銃乱射により2名の市民の尊い命が奪われ、多くの人々が傷つけられるという稀にみる凶悪事件が発生したのである。犯罪のない安全・安心な佐世保市の実現を目指して協議会が立ち上げられた、まさにその日に市民の生活を根底から脅かすような事件が発生したことに、20名の委員をはじめ佐世保市・長崎県・警察等の関係者一同は、言い知れぬ悲しみと憤りを禁じ得なかった。

一ヵ月後の第2回目の会議では、まず冒頭に先の凶悪事件の犠牲者に対する 黙祷をもって始められた。そして委員・関係者一同、二度とこのような痛まし い事件が起こることのないように、いかなるかたちでも市民の尊い生命と生活 とが犠牲となることのないようにとの思いを強くして、審議に臨んだのである。 以来、各委員がそれぞれの職務に多忙な日々を送っているにもかかわらず、会 議の欠席者はほとんどなく、しかも毎回のように白熱した議論が展開された。 そこには、佐世保市を愛し、安全・安心なまちづくりの実現を願う、各委員の 真摯な思いと熱情があふれていた。

推進協議会の会長としては、次々に挙手して意見を発表する委員諸氏の調整 以外に、特段の労を感じることはなかった。各委員のまさに胸底からあふれ出 してくるような発言をとりまとめ、その意図するところを総括していけば、自 ずとこの答申の内容も練られていくのであった。拙い議事進行にもかかわらず、 常に積極的にかつ熱意をもって審議に取り組んでくれた20名の委員諸氏と長 崎県・警察の関係者諸氏に衷心より感謝申し上げたい。

そして何よりも、日々の業務や市議会への対応等で極めて多忙であるにもかかわらず、この推進協議会の進行にまさしく献身的な尽力を続けてくれた佐世保市市民生活部地域振興課職員一同には、深甚の謝意を表したい。

平成20年12月19日

佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

会長 木 村 勝 彦